

貸付業務に係る法律業務の委任契約締結について

第470回理事会第5号議案にて決議された貸付業務に係る法律業務の委任について、以下のとおり外部弁護士と委任契約を締結する。

1. 委任の範囲

- (1) 貸付条件等を記載した貸付概要案の作成
- (2) 貸付契約書のひな型案の作成
- (3) 債権者間契約書のひな型案の作成
- (4) 貸付概要、貸付契約書及び債権者間契約書の英訳対応
- (5) 前各号に掲げる業務以外の貸付契約に係る法律事務の支援
- (6) 前各号に掲げる業務に付随する法律上の助言

2. 契約方法

随意契約

【理由】 森・濱田松本法律事務所は、本機関と顧問契約を締結しており、本機関の責務である広域系統整備計画の策定とその円滑な実施のために必要な業務にも幅広く精通し、貸付業務に係る制度趣旨を踏まえた的確な対応が可能であるため

3. 契約先

森・濱田松本法律事務所 弁護士 木山二郎

4. 契約期間

2024年9月頃～貸付実行まで（契約書上で具体的期限は定めない）

以上

【添付資料】

別紙：委任契約書

※ 別紙は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき非公表とする。